

# かまがや 消費生活センターだより

平成25年 第8号

発行元

鎌ヶ谷市消費生活センター

TEL：047-445-1141

(市役所代表)

## 「訪問買い取り」がクーリング・オフ できるようになりました！



### 事例

#### 「不要になった着物や貴金属を買い取ります」

と、業者が突然訪問してきた。

- 不要な着物を見せたら、あまりにも安い値段をつけられたが断りきれずに買い取りを了解してしまった。
- 着物を下取りしてもらおうと思って着物をみせたら、身につけていたネックレスと指輪まで買い取ると言われ、断りきれずにお金を受け取り、手渡してしまった。

※トラブルから消費者を守るために**特定商取引法**(※消費者保護を目的とする法律)が改正され、平成25年2月21日施行され、これにより売った物品は8日間は無条件で解約できるようになりました。(自動車・家具・本・CD類、有価証券などは適用外)

### 対策

訪問買い取りなど、買取の業者(お店)の

- ①連絡先(電話番号、名前など)
- ②買い取り物品の種類
- ③購入価格
- ④クーリング・オフ制度について記載した書面

を必ず受け取りましょう！！



→クーリング・オフ(書面交付から8日以内)

- ・以上のものが記載された書面の交付を受けてから、8日間は無条件で契約の解除ができます。
- ・期間内は物品の引き渡しを拒むことができます。

## 注意！すぐに使用中止を！～リコール対象製品のお知らせ～

### 危険1 「加湿器から発煙、発火のおそれ」

#### 【TDKのスチーム式加湿器の自主回収について】

TDK株式会社は、平成25年2月8日に発生した長崎市のグループホームでの火災死亡事故について、同社のスチーム式加湿器が火元であった可能性が高いとして、以下の対象製品の回収を行っています。回収対象製品を知らずに使い続けると、事故が発生する恐れがあります。まだ当該製品をお持ちの場合には、直ちに使用を中止し同社窓口まで製品回収の申し出をしてください。

#### 【問い合わせ先】

製品に関する事業者：TDK株式会社

電話番号：0120-604-777 {受付時間：9:00～19:00}

対象の型式：KS-31W, KS-32G (販売期間：平成5年8月～平成6年3月)

KS-500H, KS-300W (販売期間：平成10年9月～平成11年1月)



### 危険2 「首にかける携帯用除菌剤でやけど」

#### 【直ちに使用を中止してください！】

「インフルエンザ予防のため、首からぶら下げるタイプの携帯用空間除菌剤ウイルスプロテクターを使用したら、数日後に皮膚がただれた」、「首にかけて寝ていたら、やけどをした」など「ウイルスプロテクター」についての事故情報が寄せられています。台所用漂白剤などに使われる成分「次亜塩素酸ナトリウム」が含まれ、成分が肌に触れると化学やけどを起こす恐れがあります。化学やけどを負った場合は、ぬるま湯で洗い流し直ちに皮膚科を受診しましょう。

#### 【問合わせ先】

発売元：株式会社ダイトクコーポレーション

輸入元：ERA Japan株式会社

電話番号：0120-988-030 <受付時間：9:30～17:00>



## 注 火災・重症等の重大製品事故の約1割はリコール対象製品で発生！

『消費者庁リコール情報サイト』ではリコール情報を閲覧できます。また、リコール情報を届けるリコールメールサービスも行っています。 <http://www.recall.go.jp>

☆おかしいな・・・と思ったら、すぐに消費生活センターに相談を！！

#### 【相談窓口電話】

鎌ヶ谷市消費生活センター（鎌ヶ谷市役所2階）

TEL 047-445-1141（市役所代表・内線289）

平日 10:00～16:00（土・日・祝日・年末年始を除く）